

N P O 関連施策

—令和5年度及び令和6年度予算—

通常事業 計218件、復興関連事業 計16件

(目次)

府省庁名	通常事業 (件)	復興関連事業 (件)	総括表ページ数
復興庁	0	1	P 2
内閣府	3	1	P 3 ~ P 4
こども家庭庁	57	0	P 5 ~ P 15
法務省	1	0	P 16
外務省	7	0	P 17
文部科学省	28	3	P 18 ~ P 25
厚生労働省	46	2	P 26 ~ P 37
農林水産省	36	3	P 38 ~ P 45
経済産業省	7	5	P 46 ~ P 49
国土交通省	23	0	P 50 ~ P 55
環境省	7	1	P 56 ~ P 58
総務省	3	0	P 59

※各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

※令和5年度予算額には、補正予算額を含みます。

復興関連事業

令和5年度及び令和6年度 NPO 関連予算一覧表

府省庁名	復興庁
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業)	継続	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援する。	(9,258の内数)	(10,201の内数)	100%	県、市町村、NPO等	被災者支援・医療福祉班 03 - 6328 - 0271	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地域女性活躍推進交付金	継続	地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、関係団体と連携して地方公共団体が行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、地域の実情に応じた取組を支援する。	(300 の内数)	(952 の内数)	1/2 又は 3/4	地方公共団体 (NPO 法人等 への委託が可能)	各地方公共団体 担当課	
2	孤独・孤立対策推進交付金	新規	広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援等。	131	—	1/2 又は 2/3	都道府県、 NPO 法人等	内閣府孤独・孤立対策推進室 03-3581-4537	
3	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	継続	NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図る。	0	160	—	国	内閣府孤独・孤立対策推進室 03-3581-4537	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	NPO等の「絆力 (きずなりよく)」 を活かした復興・被 災者支援事業	継続	復興・被災者支援を図っていくため、 NPO 等が被災者と被災者、被災者と行 政、被災者と支援者等を結びつける「絆 力(きずなりよく)」を活かして復興・ 被災者支援を行う取組※1 や、復興・被 災者支援を行う NPO 等の絆力を強化す るための取組※2 に対して支援を実施。 ※1 被災者の心のケア、健康・生活支援 に向けた取組、コミュニティ形成支援等 の復興に向けた取組、原子力災害からの 復興に向けた取組、中間支援の取組 ※2 復興・被災者支援を行う NPO 等が 支援者等と結びつためのマッチング・ 交流等(各県が実施)	101	106	2/3	左記※1 NPO 法人、自 治会、社会福 祉法人、協議 会等 左記※2 岩手県、宮城 県、福島県	内閣府 政策統括官(経 済社会システム 担当)付参事官 (社会基盤担当) 03-6257-1514	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	利用者支援事業	継続	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	2/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	別途、重層的支援体制整備事業(厚生労働省)としても実施
2	延長保育事業	継続	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
3	放課後児童健全育成事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
4	子育て短期支援事業	継続	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
5	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
6	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
7	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援	(185,423の内数)(地域子ども・子育て支援	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	別途、重層的支援体制整備事業(厚生労働省)

			等を行う。	事業の一事業として実施)	事業の一事業として実施)				働省)としても実施
8	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(207,436 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
9	病児保育事業	継続	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	(207,436 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	継続	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	(207,436 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(185,423 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
11	子ども・子育て支援施設整備交付金	継続	放課後児童クラブ、病児保育施設の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	15,583	19,387(うち補正予算2,146)[19,387の内数]	2/9(待機児童解消のための整備の場合1/2)、3/10	<実施主体>市区町村 <設置主体>市区町村、社会福祉法人、NPO法人等	各市区町村の担当課	
12	次世代育成支援対策施設整備交付金(うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、一時預かり事業所、産後ケア事業を行う施設、児童発達支援セ	継続	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、一時預かり事業所、産後ケア事業を行う施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	(6,652の内数)	12,819の(うち補正予算6,168)[12,819の内数]	定額(1/2相当)	<実施主体>都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 <設置主体>NPO法人、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、営利法人等	実施主体の児童福祉担当課	

	ンター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所に係る施設整備事業)							
13	就学前教育・保育施設整備交付金	継続	施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	24,462	61,326（うち補正予算31,809） [61,326の内数]	定額（1/2相当） ※「新子育て安心プラン」に参加する一定の自治体の場合 2/3相当	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
14	保育対策総合支援事業費補助金（うち、民有地マッチング事業）	継続	地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要経費の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 都道府県等が認めた者 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
15	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等改修費等支援事業）	継続	保育所等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163（うち補正予算1,820の内数）の内数） [1,820の内数]	1/2 ※「新子育て安心プラン」に参加する一定の自治体の場合 2/3	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
16	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可外保育施設改修費等支援事業）	継続	認可外保育施設について、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
17	保育対策総合支援事業費補助金（うち、都市部における保育所等への賃借料等支援事業①都市部における保育所等への賃借料支援事業②保	継続	①賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育所について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。 ②保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課

	育所等設置促進事業)							
18	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育士・保育所支援センター設置運営事業）	継続	潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 中核市 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
19	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育士や保育事業者等への巡回支援事業）	継続	保育所等に勤務する保育士や保育事業者等を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
20	保育対策総合支援事業費補助金（うち保育環境改善等事業）	継続	保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な備品購入やかかり増し経費等に必要な経費の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2, 1/3	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
21	保育対策総合支援事業費補助金（うち、広域的保育所等利用事業）	継続	こども送迎センターから保育所等又は保育所等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
22	保育対策総合支援事業費補助金（うち、家庭支援推進保育事業）	継続	家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
23	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育利用支援事業（入園予約制））	継続	保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課
24	保育対策総合支援事業費補助金（うち、3歳児受入れ等連携支援事業）	継続	小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育所等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用や、複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課

			りを実施するための費用の一部を補助する						
25	保育対策総合支援事業費補助金（うち、医療的ケア児保育支援事業）	継続	医療的ケアを必要とする児童が、保育所等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。	(45,852の内数)	64,163(うち補正予算522の内数)[522の内数]	1/2	都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	令和2年度までの事業名： 医療的ケア児 保育支援モデル事業
26	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可外保育施設の衛生・安全対策事業）	継続	認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/3	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
27	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可化移行調査・助言指導事業）	継続	認可化するにあたり障害となっている事由を診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
28	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可化移行移転費等支援事業）	継続	認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
29	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業）	継続	保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に必要な費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
30	保育対策総合支援事業費補助金（うち、新たな待機児童対策提案型事業）	継続	待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する待機児童解消に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた場合に費用の一部を補助する。	(45,852の内数)	(64,163の内数)	定額	都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
31	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等におけるICT化推進等事業）	継続	保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化等を行うために必要なシステムの導入費用などの一部を補助を行う。	※	2,918(うち補正予算2,918)[2,918の内数]	1/2	都道府県、市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
32	保育対策総合支援事業費補助金	継続	保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に	(45,852の内数)	(64,163の内数)	1/2	都道府県 市区町村	実施主体の保育担当課	

	(うち、保育所等における要支援児童等対応推進事業)		応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。				市町村等が認めた者 <委託先> NPO 法人等		
33	母子家庭等対策総合支援事業 (うち、ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業))	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館・民家・こども食堂等において、ひとり親家庭のこどもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援・軽食の提供等を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る事業。	(16,252 の内数)	(18,062 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県、市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の児童福祉担当課	実施主体は、事業の全部又は一部をNPO 法人等に委託可。
34	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	継続	こどもの貧困や孤独・孤立への緊急的な対応として、ひとり親家庭等の要支援世帯を対象としたこども食堂やこども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対し、運営の支援等を行う中間支援法人を公募し、その取組を支援する。	※	2,450	10/10	<実施主体> 社会福祉法人、NPO 法人、公益法人等	こども家庭庁支援局家庭福祉課 (03-6859-0183)	
35	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	継続	①社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、児童相談所等の関係団体及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行う。 ②特別養子縁組当事者や養子縁組あっせん機関等を対象とした全国フォーラムを開催することにより、課題の把握や、好事例の共有、支援策の検討等を行う。	21	21	定額	<実施主体> 民間団体(公募により選定)	こども家庭庁支援局家庭福祉課 (03-6859-0183)	
36	社会的養護魅力発信等事業	継続	働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援することにより、人材確保に関する取組を強化する。	20	20	定額	<実施主体> 民間団体(公募により選定)	こども家庭庁支援局家庭福祉課 (03-6859-0183)	
37	ヤングケアラー支援体制強化事業(ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)	継続	ヤングケアラーの実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等に財政支援を行う。	(18,105 の内数)	(28,734 の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の児童福祉主管課等	
38	ヤングケアラー支援体制強化事業	継続	「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置やピアサポートへの支	(18,105 の内数)	(28,734 の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県市区	実施主体の児童福祉主管課等	

	業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）		援、オンラインサロンの運営・支援、外国語対応通訳派遣支援等のヤングケアラーの支援体制を構築する自治体に財政支援を行う。				町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	
39	ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	継続	表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る	11	11	10/10	＜実施主体＞ 法人（公募により選定）	支援局虐待防止対策課（TEL03-3539-8346）
40	支援対象児童等見守り強化事業	継続	子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握により、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。	(18,105 の内数)	(28,734 の内数)	2/3	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の児童福祉主管課等
41	出産・子育て応援交付金	継続	市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する。	(62,441 の内数)	(37,022 の内数)	伴走型相談支援 1/2 出産・子育て応援交付金 2/3 委託経費等 10/10	市区町村（NPO 法人等への委託が可能）	各市区町村の担当課
42	地域少子化対策重点推進交付金	継続	結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）の取組を支援する。	(1,000 の内数)	(10,000 の内数) (うち補正予算9,000) [9,000 の内数]	1/2 又は 2/3 又は 3/4	地方公共団体（NPO 法人等への委託が可能）	実施主体の担当課
43	ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業	継続	民間事業者が行う、ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修や、有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修等の取組に対し、補助を行う。	35	34	定額 (10/10)	NPO、一般社団法人、一般財団法人等の民間団体	実施主体の担当課
44	ひとり親家庭に対する	継続	ひとり親家庭への支援に関するポータルサイトの作成・運用を行うこと	27	35	定額	法人（公募により	実施主体の担当課

	就業支援プラットフォーム構築事業		で、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を図るとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行う。				決定)		
45	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	新規	パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。	※	1,859（うち補正予算1,859） [1,859の内数]	1/2	<実施主体> 都道府県、市区町村 <委託先> NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体等	実施主体の保育担当課	
46	保育対策総合支援事業費補助金（うち、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業）	新規	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。	※	64,163（うち補正予算9,066の内数）[9,066の内数]	3/4	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体等（実施主体によって異なる。）	実施主体の保育担当課	
47	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等における2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業）	新規	保育所における2歳児に限り、年度の当初あるいは途中に比べ、やむを得ない事情により利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。	(45,852の内数)		1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体の保育担当課	
48	子育て世帯訪問支援事業	新規	訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。	(207,436の内数)（地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施）		1/3	市町村（NPO法人等への委託が可能）	各市区町村の担当課	
49	児童育成支援拠点事業	新規	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支	(207,436の内数)（地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施）		1/3	市町村（NPO法人等への委託が可能）	各市区町村の担当課	

			援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。						
50	親子関係形成支援事業	新規	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。	(207,436の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)		1/3	市町村(NPO法人等への委託が可能)	各市区町村の担当課	
51	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	新規	地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を継続して行う。	※	1,252(うち補正予算1,252)[1,252の内数]	モデル事業以外 1/2 モデル事業 10/10	地方公共団体(NPO法人等への委託が可能) NPO法人(全国展開オンラインの居場所の取組のみ)	各地方公共団体担当課(地方公共団体から委託を受けて実施する場合) こども家庭庁成育局成育環境課(全国展開オンラインの居場所の取組を行うNPO法人の場合) 03-6861-0229 seiikukankyou.ibasho@cfa.go.jp	
52	里親支援センター等人材育成事業	新規	質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要であり、このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催を支援する。 また、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施を行う。	74	—	10/10	<実施主体> 法人(公募により選定)	こども家庭庁支援局家庭福祉課 03-6859-0174 kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp	
53	妊産婦等生活援助事業	新規	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化	—	—	1/2	<実施主体> 都道府県	実施主体の児童福祉担当課	

			を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。				市 福祉事務所設 置町村 ＜委託先＞ NPO法人等 (一般社団・ 一般財 団・任意体等 の非営利団体 含む)		
54	社会的養護自立 支援拠点事業	新規	社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。	—	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 指定都市 児童相談所設 置市 ＜委託先＞ NPO法人等 (一般社団・ 一般財 団・任意体等 の非営利団体 含む)	実施主体の児童福祉担当課	
55	母子家庭等対策 総合支援事業 (うち、地域こ どもの生活支援 強化事業)	新規	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる事業。	※	1,273 (うち補正予算 1,273の内数)	2/3	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先及び 間接補助対象 ＞ NPO法人等 (一般社団・ 一般財団・任 意団体等の非 営利団体含 む)	実施主体の児童福祉担当課等	
56	アウトリーチ支 援・宅食事業	新規	①こども宅食やおむつなどの物品を配布するアウトリーチ活動を行う民間団体等と連携し、支援が必要と思われる家庭を訪問しこども等の状況を把握した後、適切な支援につなげることができる体制の強化を図る。 ②都道府県を介し、食事や食品・食材等の提供を行うこども宅食等を実施する事業者に対して、広域的に運営支援、物資支援等の支援を行う民	※	749 (うち補正予算 749の内数)	2/3	＜実施主体＞ ①市区町村 ②都道府県 ＜委託先＞ NPO法人等	実施主体の児童福祉主管課等	

			間団体を活用することで、支援を必要とするより多くのこどもをはあくできる体制の整備を推進する。					
57	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（うち「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」）	新規	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を踏まえ、各地域において、乳幼児や保護者と地域の人々をつなぐなど、具体的な活動を推進する地域コーディネーターを全国的に養成するため、研修コンテンツの開発や、実証地域における先進事例の創出を進める。	※	120（うち補正予算 120 の内数）	委託事業であり、申請金額の査定あり	全体統括事業者、自治体・民間団体等10か所程度	こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課 指針係 03-6861-0059 seiikukiban.shishin@cfa.go.jp

※ R5 年度予算からの繰り越し分がある。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	刑務所出所者等の住居確保（更生緊急保護等の委託）	継続	適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。	(5,393の内数)	(5,462の内数)	—	国	保護局 更生保護振興課 03-3580-4111 (内4302)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	日本 NGO 連携無償資金協力	継続	日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。	(無償資金協力 156,200 の内数)	(無償資金協力 163,403 の内数)	上限1億円 (ジャパン・プラットフォーム 事業を除く)	NPO・NGO	外務省 民間援助連携 室	
2	NGO 事業補助金	継続	日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、および国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。	6.4	5.2	総事業費の 1/2 以下 (上 限 200 万円)	NPO・NGO	外務省 民間援助連携 室	
3	NGO 活動環境整備事業	継続	日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、①NGO 相談員、②NGO インターン・プログラム、③NGO スタディ・プログラム、④NGO 研究会等を行うもの。	68.2	69.3	—	NPO・NGO	外務省 民間援助連携 室	
4	JICA 草の根技術協力事業	継続	日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。	(JICA 運営費交付 金等 148,122 の内 数)	(JICA 運営費交付 金等 151,851 の内 数)	上限額まで (1 億円【パートナー 型】、1000 万円 【支援型】)	NPO・NGO	JICA 国内事業部 市民参加推進 課	
5	JICANGO 等活動支援事業	継続	日本の NGO 等に対し、能力強化を目的とし、①JICA が企画する研修 (事業マネジメント等)、②NGO 等のニーズに応じて NGO 等から提案型の研修を行うもの。	(JICA 運営費交付 金等 148,122 の内 数)	(JICA 運営費交付 金等 151,851 の内 数)	① — ② 上限額まで (1,500 万円)	NPO・NGO	JICA 国内事業部 市民参加推進 課	
6	JICA 本邦安全対策研修	継続	昨今の世界的な治安情報の変化を踏まえ、ODA 事業に関連する企業・団体・NGO 等 (JICA と契約関係のない国際協力事業関係者を含む) に、安全対策研修 (渡航者向け・管理者向け・テロ対策実技訓練) を実施するもの。	(JICA 運営費交付 金等 148,122 の内 数)	(JICA 運営費交付 金等 151,851 の内 数)	—	JICA	JICA 安全管理部 計画課	
7	海外派遣助成	継続	日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成するもの。	(国際交流基金 運営費交付金 11,738 の内数)	(国際交流基金 運営費交付金 12,825 の内数)	—	一定の要件を 満たす日本国 内の団体 (NPO 法人を 含む) 又は個 人	国際交流基金 文化事業部 舞台芸術チー ム	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	SDGs 達成の担い手育成 (ESD) 推進事業	継続	国内の教育現場等における SDGs 達成の担い手を育む多様な教育活動 (ESD) を支援し、担い手に必要な資質・能力の向上を図る。	44	44	事業実施に係る経費の一部 (申請金額の査定あり)。	大学、地方公共団体、民間企業、NPO 法人等	文部科学省 国際統括官付 03-5253-4111 (内 2602)	
2	ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	継続	我が国のユネスコ活動の効果的な推進のために、国内外の多様なステークホルダーを結集し、国内のネットワーク拠点の戦略的整備と活動成果の国内外への発信、国内のユネスコ活動と国際協力の成果の往還等を一体的に推進する。	88	87	委託事業であり、申請金額の査定あり	公益法人、民間企業、NPO 法人等	文部科学省 国際統括官付 03-5253-4111 (内 2602)	
3	教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業	継続	教師が教職生涯にわたって資質能力 (自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力など) を向上させていく効果的な仕組みの構築に資するため、大学・教育委員会・民間教育事業者等を活用した委託研究等を行うことにより、教師の養成・採用・研修を通じた改革を推進する。	37	44	委託事業であり、申請金額の査定あり	大学、地方公共団体、民間教育事業者、NPO 法人等	総合教育政策局 教育人材政策課 03-5253-4111 (内 2456)	
4	大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業	新規	教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費、本補助事業の合同成果報告会の実施経費等を支援する。 本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスクリングのための研修等を担い、また、学校現場への入職を希望する者に対し入職を促す。	453	—	1/3	都道府県・政令指定都市教育委員会、NPO 法人等	総合教育政策局 教育人材政策課 03-5253-4111 (内 2456)	

5	地域と学校の連携・協働体制構築事業	継続	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、幅広い地域住民等の参画による学習支援・体験活動等の取組を行う自治体を支援する。（「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）	(7,050の内数)	(7,066の内数)	1/3	地方公共団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3260)	実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO法人等に委託可。
6	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	継続	高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。 （「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）	9	9	1/3	地方公共団体	総合教育政策局 生涯学習推進課 03-5253-4111 (内 3253)	実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO法人等に委託可。
7	地域における家庭教育支援基盤構築事業	継続	家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを通じて、家庭教育支援を実施する自治体を支援する。 （「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）	(69の内数)	(75の内数)	1/3	地方公共団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3467)	実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO法人等に委託可。
8	（独）国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」助成事業	継続	（独）国立青少年教育振興機構において、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、NPO法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への助成を行う。	(7,746の内数)	(7,947の内数)	定額（限度額：全国規模600万円、都道府県規模200万円、市区町村規模100万円）	NPO法人、公益法人などの青少年教育に関する事業を行う民間の団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 2650)	
9	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	継続	青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い長期自然体験活動の構築を図るとともに、多様な関係者と連携した体制を整備する。また、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。	74	79	委託事業であり、申請金額の査定あり	地方公共団体、NPO法人等	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 2971)	
10	青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業	継続	近年、様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れ等が問題となっている。今後、学校・社会全体のデジタル化が更に進展することが予想される中で、青少年やその保護者等がインターネット等を適切に活用できるようにする取	22	24	委託事業であり、申請金額の査定あり	地方公共団体、民間企業、NPO法人等	総合教育政策局 男女共同参画共生・社会学習・安全課 03-5253-4111 (内 2695)	

			組を推進する。 また、アルコール、薬物、ギャンブル等に関する依存症等について、青少年の健全育成の観点から、適切な理解に資する取組や、予防教育の実施を推進する。						
11	次世代科学技術チャレンジプログラム	継続	理数系に優れた意欲や突出した能力を有する全国の小学生から高校生等を対象に、その能力等のさらなる伸長を図る特別な教育プログラムを提供する NPO 法人を含む機関を支援する。	936	834	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、高専、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	令和5、6年度予算額は運営費交付金中の推計額。
12	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	継続	女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、科学技術分野で活躍する女性研究者等との交流機会の提供や地域や企業等と連携した取組等を実施する NPO 法人を含む機関を支援する。	72	72	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、高専、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	複数機関との共同実施体制の構築が必要。 なお、令和5、6年度予算額は運営費交付金中の推計額。
13	社会技術研究開発事業	継続	人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。	(1,676の内数)	(1,700の内数)	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター 03-5214-0132	令和5、6年度予算額は運営費交付金中の推計額。
14	スポーツ振興くじ助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の収益により、NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う主に地域のスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を実施する。	(6,346の内数)	(6,201の内数)	①総合型地域スポーツクラブ活動助成：9/10 ②将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：4/5 ③スポーツ団体スポーツ活動助成：2/3～9/10	NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体	(独)日本スポーツ振興センター 03-5410-9180	助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。 助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度11月頃に開始予定。 助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。

15	スポーツ振興基金助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが運用するスポーツ振興基金(民間からの寄附金を原資)の運用益や国からの交付金等により、NPO法人を含むスポーツ団体が行う競技力向上を目的とした強化活動、大会開催等のスポーツ活動等に対して助成を実施する。	(702の内数)	(655の内数)	2/3	NPO法人を含むスポーツ団体	(独)日本スポーツ振興センター 03-5410-9180	助成対象活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。 助成対象活動の募集は、当該事業年度の前年度1月頃に開始予定。 助成内容は、各助成活動の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。
16	芸術文化振興基金による助成	継続	すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定に行う。	785	785	募集案内に定める助成対象経費の総額に応じて定額	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 企画調整課 03-5253-4111 (内4797)	詳細は独立行政法人日本芸術文化振興会のHP参照。
17	舞台芸術等総合支援事業	継続	(創造団体向け支援) 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促し各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。	9,419の内数	9,996の内数	公演等の制作にかかる経費の一部(申請金額の査定あり)	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内2081)	
18		新規	(国際芸術交流支援) 我が国のプロフェッショナルな芸術団体の芸術水準向上を図るとともに、国際文化交流に寄与するため、芸術団体が行う海外公演、国際共同制作公演及び我が国で行われる国際的舞台芸術イベント等を支援する。	9,419の内数	9,996の内数	公演等の制作にかかる経費の一部(申請金額の査定あり)。	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内2081)	
19		新規	(芸術家等人材育成) 新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会などの実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家	9,419の内数	9,996の内数	補助事業であり、申請金額の査定あり。	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内2081)	令和3年度実施事業名：新進芸術家グローバル人材育成事業

			の育成等に資する。						
20		新規	(学校巡回公演) 小学校・中学校等においてトップレベルの文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行う。	9,419の内数	9,996の内数	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内2835)	
21		新規	(全国キャラバン) 舞台芸術分野の統括団体が企画する我が国の舞台芸術を牽引する大規模かつ質の高い公演等の実施を支援するとともに、国内外への配信、全国ネットワークの構築を図る。	9,419の内数	9,996の内数	定額補助	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内2081)	
22	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	継続	小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。さらに、芸術教科担当教員への研修等を通じた学びの機会を確保し、教員及び子供の豊かな芸術教育の充実化を図る。	5,546	5,545	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内2835)	
23	現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進	新規	地域の中核となる劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等を支援する。また、子供たちが本格的な実演舞台公演に親しむことにより、豊かな想像力を涵養するため、劇場・音楽堂等における子供たちの鑑賞・体験機会を提供する取組を推進。	2,522	-	募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金の範囲内。又は、事業実施に係る経費の一部(申請金額の査定あり)。 実際に鑑賞された無料チケット料金の総額。	劇場・音楽堂等の設置者又は管理者	文化庁 企画調整課 03-5253-4111 (内3143)	令和5年度「舞台芸術等総合支援事業」の一部(劇場・音楽堂等関係)、「劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業」、「劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業」を令和6年度から本事業に統合している。
24	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業	継続	日本国内の各地域に在住する外国人等が、生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるような枠組みを構築するため、NPO法人等が行う、広域で共通して挙げられる「日本語教育の特定の課題に対する学習ニーズ」(特定のニーズ)に着目した先進的な取組の支援を行う。	24	24	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、公益法人、NPO法人等	総合教育政策局 日本語教育課 03-5253-4111 (内4895)	
25	日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修	継続	現職日本語教師向けの生活・留学・就労・難民、中堅等の分野別の研修を実施するとともに	241	250	委託事業であり、申請金額	大学、公益法人、NPO法人	総合教育政策局	

	事業		に、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材育成に関する大学等を拠点としたネットワークの構築等を行う。			の査定あり。	等	日本語教育課 03-5253-4111 (内 2255)	
26	伝統文化親子教室事業	継続	次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。 また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在の解消等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。	(1,489の内数)	(1,489の内数)	〔教室実施型・上限：1教室あたり442千円（なお、教室規模に応じて上限設定あり） 〔統括実施型〕上限：1教室あたり50万円（なお、教室規模に応じて上限設定あり） 〔地域展開型〕委託事業であり、申請金額の査定あり。	〔教室実施型・統括実施型〕NPO法人を含む文化関係団体 〔地域展開型〕地方公共団体及びNPO法人を含む文化関係団体と地方公共団体が連携した実行委員会	文化庁 参事官（生活文化創造担当）付 075-451-4111 (内 9574)	
27	日本博を契機とした観光コンテンツの拡充	継続	2025年大阪・関西万博に向けて、文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行うとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進する。	・委託型、補助型（4,090の内数）	・委託型、補助型（2,456の内数）	・委託型：上限6,000万円 ・補助型：原則補助対象経費の2分の1以内（上限3,000万円）	・委託型：地方公共団体、民間事業者、芸術団体、NPO法人等 ・補助型：公的機関（地方公共団体除く）、民間事業者、芸術団体、NPO法人等	文化庁 文化経済・国際課 03-5253-4111 (内 4467)	日本博を契機とした観光コンテンツの拡充
28	博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM事業）	継続	博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図るとともに、これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。	302	344	定額補助	博物館の設置者又は指定管理者、博物館を含む実行委員会等	文化庁 企画調整課 03-5253-4111 (内 4897)	博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM事業）
29	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業	継続	若年者への消費者教育の取組を推進するため、以下の取組を実施する。 ①消費者教育連携・協働推進全国協議会を開	10	10	委託事業であり、申請金額の査定あり	大学、民間企業、NPO法人、公益法人	総合教育政策局 男女共同参画	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育

	業	<p>催し、小・中・高等学校や大学等における発達段階に応じた実践的な消費者教育の取組等を全国に普及する事業を実施。</p> <p>②成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育の実践モデルを構築するための委託事業を令和5年度から引き続き実施するとともに、モデル構築の中で見出した課題等を踏まえ、地域や大学等の教育機関における消費者教育の実施状況及び先進的な事例等について取組状況調査を実施。</p>				等	<p>共 生・社会学 習・安全課 03-5253-4111 (内 2260)</p>	<p>及び環境教育推 進事業</p>
--	---	---	--	--	--	---	--	------------------------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	被災者支援総合交付金（子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業）	継続	幅広い地域の方々の参画のもと、地域と学校が連携・協働した学習支援等の実施により、被災地における子供の学習環境の好転を図るとともに、コミュニティの復興促進を目指す。	(9,258の内数)	(10,201の内数)	10/10	地方公共団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内3260)	実施主体である地方公共団体が、業務の一部をNPO法人等に委託可。
2	被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）	継続	福島県内の子供を対象とした、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。	(9,258の内数)	(10,201の内数)	9/10	福島県	総合教育政策局 地域学習推進課 03-6734-4111 (内2971)	当事業は、福島県が学校や社会教育団体（NPO法人を含む）等を補助対象とする「ふくしまキッズパワーアップ事業」に要する経費を補助するものである。
3	緊急スクールカウンセラー等活用事業	継続	被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、自治体等に対し、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。	1,503	1,572	10/10	岩手県、宮城県、福島県及び仙台市	初等中等教育局 児童生徒課 03-5253-4111 (内2905)	NPO等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地域の健康増進活動支援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。	75	75	定額 (10/10)	NPO 法人等	健康・生活衛生局 健康課 (内線 2339)	
2	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	6	6	1/2	都道府県、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人等	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 (内線 3827)	
3	HIV感染者等のNGO等への支援事業	継続	HIV感染者等で構成されるNPO・NGOによる活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	120	120	定額 (10/10)	NPO 法人等	健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 (内線 2358)	
4	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	継続	慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。	923	923	(補助率) 1/2	〈実施主体〉 都道府県 指定都市 中核市 児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市(特別区を含む。) 〈実施主体が委託する場合に想定される委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人	健康・生活衛生局 難病対策課 (内線 2942)	

							医療法人等		
5	療養生活環境整備事業	継続	難病の患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、相談支援、地域交流会、講習・研修会、就労支援のための連携等を実施する。	670	670	(補助率) 1/2	〈実施主体〉 都道府県 指定都市 〈実施主体が委託する場合に想定される委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等	健康・生活衛生局 難病対策課 (内線 2942)	
6	訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業	継続	訓練受講希望者等に対して、ジョブ・カードの作成支援を実施するほか、周知・広報等を行う。	1,562	1,438	10/10	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 民間企業 NPO 法人等	都道府県労働局の担当課室	
7	日雇労働者等技能講習事業	継続	日雇労働者やホームレスが集積する5都市（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）において、NPO等に委託し、地域における求人ニーズ等を踏まえた就労に役立つ技能講習を実施する。（調達区分は7件）	223	236	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	職業安定局 雇用開発企画課就労支援室 (内線 5332)	
8	刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）	継続	事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握する（事業実施対象地域は東京、神奈川、大阪、愛知及び福岡の5都府県）。	50	60	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 (内線 5817)	

9	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	8,464	8,122	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 都道府県国（都道府県労働局） 〈委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 医療法人 公益社団法人 公益財団法人等	職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室 （内線 5832）	委託契約の手続きは、都道府県知事による法人の指定を行った後に都道府県労働局にて行う。
10	国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業	継続	「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）に基づき、障害者の職場適応が円滑に進むよう個別的なサポートを行うために、国の機関の職員の中から選任された支援者に対して、支援に必要なスキルを習得するためのセミナーを実施する。	13	12	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、任意団体	厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室 （内線 5858）	東京都・愛知県と大阪府・福岡県の 2 地域に分けて調達
11	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	35,391	34,534	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 都道府県及び横浜市 〈委託先〉 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	実施主体の担当課	
12	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	11,061	10,915	訓練の受講者 1 人につき月 5 万～7 万円	〈実施主体〉 国（都道府県労働局、 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構） 〈委託先〉 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県職業訓練支援センター	

13	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	継続	企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様や企業のニーズに対応した委託訓練を実施する。	1,426	1,443	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等 (一般社団法人・一般財団法人・任意団体等の非営利団体含む)	都道府県の担当課	
14	若者等職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	4,575	4,731	10/10	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内線 5992)	
15	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所等と協働して進める。	(37,327 の内数)	(38,621 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	
16	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	(35,814 の内数)	(37,323 の内数)	定額	採択された法人 (NPO 法人含む)	厚生労働省 社会・援護局 総務課 (内線 2891)	
17	被保護者就労支援事業	継続	生活保護受給者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。 ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援 ・本人の希望や特性に合った就労の場につなぐため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築	5,310	5,310	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	

18	被保護者就労準備支援事業	継続	直ちに一般就労が困難な生活保護受給者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。 ・日常生活習慣の改善のための支援 ・社会的な能力を身につけるための支援 ・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、 就労活動や自立に至るまでの総合的な支援	(35,814の内数)	(37,327の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
19	被保護者就労支援機能強化事業	継続	コロナ禍による雇用環境の変化に応じた職場開拓や就労支援事業への参加勧奨など、生活保護受給者の就労支援に向けた取組の強化を行う事業。	—	※令和3年度補正予算繰り越し分318百万円	定額	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
20	社会的な居場所づくり支援事業	継続	生活保護受給者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(35,814の内数)	(37,327の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
21	居住不安定者等居宅移行支援事業	継続	生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する事業。	(35,814の内数)	(37,327の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	

22	被保護者家計改善支援事業	継続	保護廃止が見込まれる生活保護受給世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護受給世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う。	(35,814の内数)	(37,327の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体の生活保護担当課	
23	ひきこもり支援推進事業	継続	ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。	(35,814の内数)	(47,534の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体の担当課	
24	被災者見守り・相談支援等事業	継続	災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅に入居している期間、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。	(35,814の内数)	(47,534の内数)	原則 1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体の担当課	
25	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ①自立相談支援事業 ②住居確保付金 ③就労準備支援事業 ④一時生活支援事業 ⑤家計改善支援事業 ⑥子どもの学習・生活支援事業 ⑦その他事業	①② (20,047の内数)	①② (24,310の内数)	①② 3/4 ③④⑤※2/3 ⑤～⑦ 1/2 ※①③⑤を一体的に実施した場合	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	実施主体の福祉担当課等	
				③～⑦ (35,814の内数)	③～⑦ (47,534の内数)				

26	重層的支援体制整備事業	継続	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業	54,281	32,238	①⑦ 38.5/100 ②⑧ 50/100以内 ③ 2/3 ④⑤ 3/4 ⑥ 25/100 ⑨ 1/3 ⑩⑪⑫⑬ 1/2	<実施主体> 市町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	
27	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	継続	重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築や多機関協働等の本格実施に向けた支援を行う。	(35,814の内数)	(47,534の内数)	3/4	<実施主体> 市町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	
28	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	継続	市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な支援を行う。	(35,814の内数)	(47,534の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	
29	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	継続	物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。	—	518 [518]	定額	<実施主体> NPO 法人等	独立行政法人 福祉医療機構 (WAM)	
30	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	継続	身近な地域において、地域住民による共助の取組を促進し、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域	(35,814の内数)	(47,534の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県市区 町村 <委託先>	実施主体の担当課	

			づくりを支援する。				社会福祉法人 NPO 法人等		
31	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608	608	定額	<実施主体> (独)福祉医療 機構 <助成先> NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 (内線 2866)	
32	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体等の活動に対し、財政支援を行う。	(3,050 の内 数)	(2,983 の内 数)	10/10	NPO 法人等	自殺対策推進 室 (内線 2838, 2279)	
33	孤独・孤立対策のための 自殺防止対策事業	継続	依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する全国的な活動を実施する民間団体の取組を支援する。	—	1,000	10/10	NPO 法人等	自殺対策推進 室 (内線 2838, 2279)	
34	樺太等残留邦人集団一時 帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。	32	32	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO 法人、一 般社団法人、 一般財団法人 等	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人 等支援室帰 国・受入援護 係 (内線 3465)	
35	中国残留邦人等地域生活 支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する。	(38,410 の内 数)	(39,577 の内 数)	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 一般社団法 人、一般財団 法人、NPO 法 人、任意団体 等実施主体に よって異なる	最寄りの都道 府県市区町村 担当窓口	

36	地域生活支援推進事業	継続	全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。	7	7	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	<実施主体> 中国帰国者支援・交流センター <委託先> 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、任意団体等実施主体によって異なる	各中国帰国者支援・交流センター	
37	障害者総合福祉推進事業	継続	障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現地調査等による実態把握や試行的取組を通じて提言を行う。	243	243	定額 (10/10)	地方公共団体、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自治体支援係 03-5253-1111(内線3007)	
38	地域生活支援事業	継続	事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業	(44,440の内数)	(44,747の内数)	1/2以内	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等	実施主体の担当課	
39	地域生活支援促進事業	継続	発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等国として促進すべき事業について、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。	(6,011の内数)	(5,939の内数)	1/2又は定額 (10/10)	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等	実施主体の担当課	

40	障害者芸術文化活動普及支援事業	継続	障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動のさらなる振興を図る。	286	300	1/2 又は定額 (10/10)	〈実施主体〉 都道府県、 NPO 法人等 〈委託先、補助先〉 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 (内線 3636)	
41	意思疎通支援従事者確保等事業	継続	意思疎通支援従事者の確保及び障害者等の ICT 機器の利用を支援することを目的に、民間団体の創意工夫を凝らした取組に対して助成を行う。	40	40	定額 (10/10)	社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、財団法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3076)	
42	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が実施する障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する費用の一部を補助する。	(4,474 の内数)	(14,642 の内数) (うち補正予算額 10,180)	1/2	〈実施主体〉 都道府県、指定都市、中核市 〈補助先〉 社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、NPO 法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 (内線 3035)	
43	依存症民間団体支援事業	継続	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について全国規模で実施している自助グループ等民間団体の活動(支援ネットワークの構築や相談支援、普及啓発活動等)に対して支援を行う。	49	39	定額(10/10)	公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 依存症対策推進室 (内線 3100)	

44	地域支援事業	継続	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	(180,433の内数)	(193,274の内数)	① 25/100 ②、③ 38.5/100	<実施主体> 市町村 <補助先> NPO 法人等	実施主体の担当課	
45	地域医療介護総合確保基金	継続	医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。	(34,944の内数)	(48,944の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県 <補助先> NPO 法人等	各都道府県担当課	
46	老人保健健康増進等事業	継続	老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的として、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な調査研究事業等に対する所要の助成を行う。	2,473	2,473	定額 (10/10)	地方公共団体、社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、財団法人等	老健局総務課 (内線 3908)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	原子力災害対応雇用 支援事業（基金）	継続	（福島県に造成した基金を財源に実施）	0	0	福島県又は原 子力災害被災 12市町村及び その出張所等 所在自治体か ら委託費とし て支給	<実施主体> 福島県又は原 子力災害被災 12市町村及び その出張所等 所在自治体 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	実施主体の担当 課	
2	被災者見守り・相談 支援事業（被災者支 援総合交付金）	継続	東日本大震災の被災者が、現に居住する 地域において、安心して日常生活を営む ことができるよう、被災者の心のケアや 孤立防止のための見守り支援を行うとと もに、これに併せて日常生活上の相談支 援などの孤立防止等のために必要となる 支援を一体的に提供する体制の構築を図 る。	(9,258の内数)	(10,201の内数)	10/10	<実施主体> 岩手県、宮城 県、福島県及 び管内市町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の福祉 担当課	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業	名称変更	中南米地域の日系農業者と日本の食品・農業関係企業等との連携強化に向けて、ビジネスマッチングや招聘研修等を支援。	74	74	委託費	民間企業、NPO 法人等	農林水産省 輸出・国際局 新興地域グループ 03-3502-5913	旧事業名：中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業
2	開発途上国におけるフードバリューチェーン構築のための人材育成事業	継続	アジア・アフリカ地域の開発途上国の農業者等を対象に農業経営に関する研修や技術指導等を支援。	49	50	委託費／補助金（定額）	民間企業、NPO 法人等	農林水産省 輸出・国際局 新興地域グループ 03-3502-5913	
3	家畜生産農場衛生対策事業のうち、農場 HACCP 導入推進強化事業	継続	農場 HACCP の導入に向けた取組やその成果としての認証取得を促進する農場指導員を増強するため、農場指導員養成研修を実施する。	(481510 の内数)	(51046 の内数)	定額	民間団体等、民間企業、（NPO 法人を含む）など	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292	
4	輸出環境整備推進事業	継続	農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化、輸出手続の円滑化、輸出に取り組む事業者の利便性の向上、輸出先国が求める食品安全規制等に対応するための事業者の取組を支援。	1,597	1,674	委託費 補助金 (定額、1/2 以内)	民間団体等 (NPO 法人を含む)	農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 総括班 03-6744-2398	
5	マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業（うち、輸出に取り組む優良事業者表彰事業）	継続	輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介。	8	8	定額	民間団体等	農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室 03-6744-7172	
6	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（創出支援型のうち農山漁村発イノベーションサポート事業）	継続	中央・都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成、農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチング、施設給食において地産	(9,0708,389 の内数)	(9,7529,070 の内数)	補助金 (定額)	民間企業、NPO 法人など	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-6744-2497	

			地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成等を支援。						
7	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（創出支援型のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業）	継続	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援。	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	補助金 (定額、1/2以内)	民間企業、NPO法人など	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-6744-2497	
8	食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等フードバンク活動支援事業	名称変更 継続	食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施。 大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援。 食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動の推進に向けた検討会・研修会の開催や、食品の保管用倉庫・運搬用車両等の賃借、広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、その取組に必要な経費を支援。	8,892	9,290	委託費定額補助金、1/2以内	民間団体等地方公共団体、NPO法人など	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 03-6744-2066	R3年度は、食料産業・6次産業化交付金のうちフードバンク活動の推進事業
9	新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業	継続	農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、海外研修リカレント教育の充実、若者の就農意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入等を支援。	(12,12419,225の内数)	(10,60320,700の内数)	定額、1/2以内	公募（民間団体、NPO法人など）等	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-6744-2160	R3年度は、農業人材力強化総合支援事業のうち農業教育高度化事業
10	新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業	継続	農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業インターンシップ農業就業体験、地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等の取組を支援。	(12,124(20,700の内数)	(10,60320,501の内数)	定額	公募（民間団体、NPO法人など）	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3502-64691-1962	R3年度は、農業人材力強化総合支援事業のうち新規就農者確保支援事業
	女性が変える未来の農業推進事業	継続	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくり、女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援。	7,485	85	定額	公募（民間団体、NPO法人など）	農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室 03-3502-6600	

11	外国人材受入総合支援事業	継続	農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れに向けて、技能試験の実施や海外の教育機関等と連携した現地説明・相談会、外国人材の受入れや就労環境改善等の取組を紹介する方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等により、外国人材が働きやすい環境の整備等を支援。	243,324	324,359	定額	公募（民間団体、NPO法人など）	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3501-1962 水産庁 企画課 03-6744-2340 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 03-6744-2397 外食・食文化課 03-6744-18692053
12	農山漁村振興交付金のうち山村活性化対策（①山村活性化対策事業、②商談会開催等事業）	継続	山村の特色ある地域資源を活用した商品の開発・販売により地域の所得・雇用の向上を図るための下記取組を支援 ① 上記にかかる山村地域の取組 ② ①の事業継続等に必要となるノウハウ取得のためのセミナー及び地域商品の販路開拓のための商談会開催	(780の内数)	(784780の内数)	定額	①地域協議会（民間団体、NPO法人等） ②民間団体、NPO法人等	農林水産省 農村振興局 地域振興課 03-6744-2498
13	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）	継続	農山漁村の活性化と所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域における実施体制の整備や経営の強化、食や景観を活用した観光コンテンツとしての磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に支援	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	定額、1/2	地域協議会、NPO法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-59460030
14	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（農福連携型）	継続	農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	定額、1/2	農業法人、社会福祉法人、民間企業、NPO法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-0033
15	農山漁村振興交付金（うち、都市農業機能発揮対策）	継続	都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組や都市農地の賃借による次世代の担い手づくりの取組に加えて、農地の周辺環境対策、災害時の避難地としての活用を支援	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	定額	民間団体、地域協議会、市区町村、JA、NPO法人等	農林水産省 農村振興局 農村計画課 03-3502-5948

16	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (定住促進・交流対策型)	継続	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	1/2等上限額 4億円	都道府県、市町村、NPO法人等	農林水産省 農村振興局 地域整備課 03-3501-0814	
17	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (地域活性化型のうち農山漁村関わり創出事業)	継続	就職氷河期世代を含む多様な人材に対して、農山漁村において、農林水産業及び地域における様々な活動を体験する農山漁村体験研修を行い、農山漁村に多様な形で関わりながら農山漁村への理解を深め、農山漁村に関心を持つ関係人口を創出する取組を支援する。農山村漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の課題や需要に応じて、農山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わることのできる仕組みの構築や、課題解決に向けた取組のコーディネート等を行う地域づくり人材の育成等により、関係人口を創出・拡大し、農山漁村の活性化を推進する取組を支援。	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	定額	NPO法人、民間企業等	農林水産省 農村振興局 農村交流課 03-3502-5946	
18	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (地域活性化型のうち農山漁村情報発信事業)	継続	農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値について主に若年層等を対象とした理解醸成等のための情報発信の取組を支援	(9,0708,389の内数)	(9,7529,070の内数)	定額	NPO法人、民間企業等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課農村計画課 03-3502-59466001	
19	鳥獣被害防止総合対策交付金(うち鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業)	継続	鳥獣被害防止対策の担い手や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るための取組、全国的なジビエの消費拡大を図るプロモーション等への取組を支援。	(9,6039,900の内数)	(10,0039,603の内数)	定額	(公募) 民間団体、NPO法人、地域協議会等	農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958	
20	木材需要の創出・輸出力強化対策	継続	非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の促進、木材利用の意義への認知向上等による木材需要の創出・輸出力強化を支援。	(392,298の内数)	(442,425の内数)	定額	NPOを含む民間団体等	農林水産省 林野庁 木材利用課 03-6744-2120	「木づかい運動」については、令和4年度から「カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策」に統合

21	カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策	継続	建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図る「木づかい運動」の促進等の取組を支援	(118 の内数)	(212 の内数)	定額	NPO を含む民間団体等	農林水産省 林野庁 木材利用課 03-6744-2120	
22	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	継続	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援	(84011,009 の内数)	(1,0091,349 の内数)	定額、1/2 以内等 上限額：500 万円	地域協議会（地域協議会から保全活動を行う活動組織（NPO 法人も活動することが可能）に対し、交付金を交付）	農林水産省 林野庁 森林利用課 03-3502-0048	
23	森林環境保全直接支援事業	継続	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援	23,25123,813	23,81323,774	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
24	特定森林再生事業 特定機能回復事業	継続 名称 変更	公益的機能の発揮を図るため、更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生を支援	2,0612,456	2,0572,061	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
25	農業用水保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援	(76,99977,390 の内数)	(77,39078,398 の内数)	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
26	漁場保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援	(76,99977,390 の内数)	(77,39078,398 の内数)	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
27	絆の森整備事業	継続	市民グループ（NPO 法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、NPO 法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援	(76,99977,390 の内数)	(77,39078,398 の内数)	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	

28	花粉発生源対策促進事業	継続	花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援	(77,390の内数)	(78,398の内数)	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
29	経営体育成総合支援事業	継続	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、インターシップや就業体験受入海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援します。	(450の内数)	(498の内数)	定額	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁漁政部 企画課 03-6744-2340	
30	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業	継続	漁船の災害発生を減少させるため、漁船事故の情報収集・分析や安全推進員等の養成や安全責任者への取組のフォローアップのための講習会の開催等の普及啓発の取組、危険性の高い高齢者等が操船する漁船を対象とした船舶自動識別装置(AIS)の導入や他分野で実用化された人為的過誤等を防止・回避するための新技術を漁業分野で実装するにあたり、実証試験により、その有効性を評価・検証する取組、漁船のゼロエミッション化に向けて、省エネ効果が高い次世代型電動漁労機器の具体化に向けた調査・評価等の取組等を支援。	24	24	定額	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 漁政部 企画課 03-3592-0731 増殖推進部 研究指導課 03-3591-7410	
31	有害生物漁業被害防止総合対策事業	継続	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトドや大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援	344	379	定額、1/2	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 増殖推進部 漁場資源課 03-3502-8487	
32	内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業 内水面漁場・資源管理総合対策事業	名称変更 継続	持続的な内水面漁業の推進に向け、内水面漁場を有効活用かつ効果的に活用する体制の構築と、ウナギ資源の持続的利用に向けた適切な管理体制の構築を推進します。内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討や内水面漁業者が行うカワウ駆除活動、養鰻業者等が行う資源管理のための取組、内水面漁業者が行う生息環境改善の取組等を支援	(825の内数)	(825の内数)	定額、3/4、 1/2	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 03-3502-8489	内水面漁場・資源管理総合対策事業
33	水産多面的機能発揮対策事業	継続	水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮のため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援	((1,452の内数)	(1,653の内数)	定額 1/2以内	地域協議会 (地域協議会から保全活動	水産庁 漁港漁場整備部	

							等行う活動組織（NPO 法人も構成員となることが可能）に対し、交付金を交付）	計画課 03-3501-3082	
34	日本発の水産エコラベル普及推進事業	継続	水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を国内外に普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を支援。	2,326	2,634	定額	（公募） 民間団体等	農林水産省 水産庁 漁政部 加工流通課 03-6744-2350	
35	消費・安全対策交付金（のうち地域での食育の推進）	継続	第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進する。	（1,720の内数）	（2,006の内数）	定額、1/2 以内	地方公共団体、NPO 法人等	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 03-6738-6558	
36	食品アクセス緊急対策事業	新規	多様な食料の提供等を通じて、国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、地域における現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行等を行う先行的な取組を推進する。	—	150	定額、1/2 以内	地方公共団体、NPO 法人等	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 03-3502-5723	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	森林環境保全直接支援事業	継続	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援	1,5601,843	1,8431,963	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
2	被災地次世代漁業人材確保支援事業	名称変更	震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する。	(6982,121の内数)	(381,698の内数)	定額 1/2以内	県、 (公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 漁政部企画課 03-6744-2340 増殖推進部 研究指導課 03-6744-2031	旧事業名：福島 県次世代漁業人 材確保支援事業
3	漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	継続	福島県及び近隣県の漁業を高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく福島の復興・再生のため、福島県の漁業者のグループが行う生産性向上、省力・省コストに資する漁業用機器設備（海水冷却装置、LED集魚灯・漁船用エンジン）の導入費用を支援	42,099	99	定額 1/2	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 企画課 03-6744-2341	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）	継続	中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上へ向けた取組に必要な設備投資等を支援する。	—	（補正予算：200,000の内数） 〔200,000の内数〕	補助率：1/2（一定の要件を満たす者は2/3、一定額を超える部分は1/3）、2/3	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816	・一定の要件を満たすNPO法人が対象。
2	中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）	継続	ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促す。	— （既存基金を活用）	（既存基金を活用）	補助率：1/3, 1/2, 2/3, 3/4	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816	・一定の要件を満たすNPO法人が対象。
3	中小企業生産性革命推進事業（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	継続	中小企業・小規模事業者等の生産性向上を目的とした業務効率化やDX推進に向けたITツール等の導入を支援する。	—	（補正予算：200,000の内数） 〔200,000の内数〕	補助率：1/2, 2/3, 3/4, 4/5	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁経営支援部技術・革新課 03-3501-1816	
4	中小企業生産性革命推進事業（事業承継・引継ぎ支援事業）	継続	事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を補助	—	（補正予算：200,000の内数）	補助率：2/3、1/2 上限額：～800万円 ※令和 ※令和5年度補正予算事業の補助率・上限額	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803	・経営革新枠のみ、一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・令和5年度補正予算は「中小企業生産性革命推進事業」の中で執行。

5	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）	継続	中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。	(3,500の内数)	(当初予算：43,700の内数)	補助率：— 上限額：—	民間団体等	中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03-3501-1763	・一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・平成26年度から実施。
6	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（経営安定関連保証等対策費）	継続	信用保証協会が、金融機関による中小企業・小規模事業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填するもの。これにより、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図る。	—	(1,980の内数)	定額	一般社団法人 全国信用保証協会連合会	中小企業庁 事業環境部 金融課 03-3501-2876	・平成27年10月から、一定の要件を満たすNPO法人は信用保証の対象。 ・平成12年度から実施。
7	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（信用保証協会による経営支援対策費補助事業）	継続	中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が、地域金融機関と連携して行う専門家派遣等の経営支援や経営支援と一体となった資金繰り支援の取組みに対して補助をするもの。	(1,400の内数)	(1,500の内数)	1/2	信用保証協会	中小企業庁 事業環境部 金融課 03-3501-2876	・平成27年10月から、一定の要件を満たすNPO法人は信用保証の対象。 ・平成26年度から実施。 ・令和4年度から、補助率は一律1/2

復興関連事業

令和5年度及び令和6年度 NPO 関連予算一覧表

府省庁名	経済産業省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（事業再開・帰還促進交付金のうち、誘客コンテンツ開発等支援事業と広域マーケティング支援事業）	継続	①誘客コンテンツ開発等支援事業 福島県 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）における地域資源を活用した交流人口拡大に資する往訪コンテンツ開発する事業経費の一部補助。 ②広域マーケティング支援事業 福島県 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）に属する複数の市町村に跨る来訪者の呼び込みを目的とした、マーケティング事業（データ分析に基づくブランディング戦略の策定）	(690 の内数)	(161 の内数)	① 補助率：3/4 ～1/3 上限額：1500 万円 ② 補助率：9/10 ～2/3 上限額：1.1 億円	民間団体等	経済産業省大臣 官房福島復興推進グループ福島 新産業・雇用創出推進室 03-3501-8574	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・令和3年度から実施。
2	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（事業再開・帰還促進交付金のうち、交流人口基盤整備事業）	継続	福島県 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）における交流人口の拡大に資するデータの収集・分析等の伴走支援及び、上記 12 市町村にいわき市、相馬市及び新地町を加えた 15 市町村の職員に対するデジタルリテラシー向上を図るための伴走支援	(690 の内数)	(161 の内数)	委託費	民間団体等	経済産業省大臣 官房福島復興推進グループ福島 新産業・雇用創出推進室 03-3501-8574	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・令和5年度から実施。
3	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金）	継続	福島県 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）において創業する者、又は原子力災害時に 12 市町村において事業を実施していなかった事業者であって 12 市町村内において事業展開を行う者に対し、施設整備費等の経費を支援。	—	—	補助率： 2/3、3/4 上限額：667 万円、2250 万 円	民間団体等	経済産業省大臣 官房福島復興推進グループ 福島事業・なりわい再建支援室 03-3501-1356	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象 ・平成 28 年度から実施
4	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（つながり	継続	福島県 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及	120	120	補助率：定額 上限額：100 万円	民間団体等	経済産業省大臣 官房 福島復興推進グ	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象

	創出を通じた地域活性化支援事業)		び飯舘村)の被災者の方々によるつながりの創出等を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取り組みを支援。					ループ 福島事業・なり わい再建支援室 03-3501-1356	・平成28年度 から実施
5	地域の伝統・魅力等 発信支援事業	継続	福島県12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)を中心とした、民間団体等による、福島12市町村地域の伝統・魅力等の発信により風評被害の払拭や交流人口の増加などを目指す取組を支援し、民間主導で正確な情報が発信される基盤を整備。	179	179	福島県型 (2/3)、3000 万円 12市町村型 (10/10)、 1000万円	民間団体等	経済産業省大臣 官房 福島復興推進グ ループ 福島広報戦略・ 風評被害対応室 03-3501-2883	・一定の要件を 満たすNPO法人 が対象。 ・平成30年度 から実施。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 [うち6年度使用見込残額] (百万円)	補助率 上限額	実地主体	照会窓口	備考
1	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地における都市の防災性向上や住民の防災に対する意識向上を図ることを目的に、地方公共団体が策定する事業計画に基づいた都市防災に関する事業を民間事業者等（NPO を含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体等に対する地方公共団体の補助に要する費用の1/2 又は当該事業に要する費用の1/3 のいずれか低い額 [間接補助]	地方公共団体等（NPO を含む）	都 市 局 都 市 安 全 課 03-5253-8111 (内 線 32334)	
2	官民連携まちなか再生推進事業	継続	多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォーム（NPO を含む場合がある）の構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等（エリアプラットフォーム活動支援事業）、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組み（普及啓発事業）に支援を行う。	300	515	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 ①エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定：定額（上限1千万円）[直接補助] ②未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用：1/2 [直接補助] ③交流拠点施設整備：1/3 [直接補助] ④国際競争力強化拠点形成、地方都市イノベーション拠点形成：定額、1/2	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 エリアプラットフォーム、地方公共団体（エリアプラットフォームの構築の準備段階の場合のみ） 【普及啓発事業】 都市再生推進法人、民間事業者等	都 市 局 ま ち づ くり 推 進 課 03-5253-8111 (内 線 32553、 32563)	※5年度予算額の内訳（当初予算315百万円、補正予算200百万円）

						[直接補助] 【普及啓発事業】 定額[直接補助]			
3	まちなか公共空間等活用支援事業	継続	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援を行う。	3	1	総事業費の1/2[支援限度額]	都市再生推進法人	都市再生推進課 03-5253-8111 （内線 32532、32533）	
4	都市安全確保促進事業	継続	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。	57	76	1/2、1/3	市町村、都道府県、法律に基づき組織された協議会、帰宅困難者協議会、都市再生推進法人（都市再生推進法人は計画素案の作成に限る）	都市再生推進課 03-5253-8111 （内線 32563）	
5	まちづくりファンド支援事業	継続	クラウドファンディングやふるさと納税などの「志ある資金」を活用したまちづくり事業に対して、（一財）民間都市開発推進機構がまちづくりファンドの仕組みを通じて金融支援等を行う。 【1】クラウドファンディング活用型 【2】共助推進型	(100の内数)	(400の内数) [210の内数]	民都機構からファンドへの支援額 【1】クラウドファンディング活用型のうち最も少ない額 ① 1億円 ②地方公共団体の拠出金額 ③総資産額（民都機構拠出分を含む）の1/2 【2】共助推進型 地方公共団体の拠出金額	民都機構からファンドへの支援 公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等	都市再生推進課 03-5253-8111 （内線 32532、32533）	※5年度予算額の内訳（当初予算100百万円、補正予算300百万円（うち210百万円を繰り越し））
6	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネーター業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3等 [間接補助] （上限額 総事業費50,000千円）	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	都市再生推進課 03-5253-8111 （内線：32743）	

7	都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	継続	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	※1	※1	補助基本額を2/3とし交付率40%等 [間接補助] (上限額 建築物整備費 21億円／1箇所等)	市町村、NPO等	都 市 局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737)	
8	都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）	継続	災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災生の向上を図ることを目的とする事業。	※1	※1	補助基本額を2/3とし交付率40%等 [間接補助] (上限額 建築物整備費 21億円／1箇所等)	地方公共団体、NPO等	都 市 局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737)	
9	都市構造再編集集中支援事業	継続	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	(70,068の内数)	(77,629の内数)	補助基本額を2/3とし国費率50%等 [直接補助、間接補助] (上限額 建築物整備費 21億円／1箇所等)	地方公共団体、NPO等	都 市 局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737)	
10	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3等 [間接補助]	地方公共団体、NPO等	都 市 局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32834)	
11	まちなかウォークブル推進事業	継続	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業	590	589	1/2 [直接補助] (上限額 建築物整備費 21億円／1箇所等)	民間事業者等	都 市 局 街路交通施設課 03-5253-8416 (内線 32848)	

12	市民緑地等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人の指定を受けたNPO等が、市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以 内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人、都市再生推進法人	都 市 局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	
13	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以 内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	都 市 局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	
14	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	継続	市町村が作成した「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」に基づいて実施する官民連携によるグリーンインフラの取組について、NPO等の民間事業者が実施する民間建築物の緑化等について、その費用の一部を支援する。	666	395	1/2 以 内 [直接補助]	民間事業者等	都 市 局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	
15	市民農園等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人の指定を受けたNPO等が、都市農地貸借円滑化法等により生産緑地を借りて市民農園を開設する際に必要な施設の整備に対して、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以 内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	都 市 局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	

16	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。また、NPO等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第99条に基づく委託を受けることも可能となる。	(877,058の内数) ※2	(876,670の内数) ※2	NPOに対して河川法第99条に基づき、河川管理施設の維持や除草等を委託するものであり、委託費用は全額河川管理者が負担する(NPOの活動に対する補助制度ではない)	国、地方公共団体	水管理・国土保全局 河川環境課 03-5253-8111(内線 35433) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)
17	居住支援協議会等活動支援事業	継続	居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う。	(1,081の内数)	(1,270の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39834)
18	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅の整備、先導的な住環境・市場整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援する。	(16,740の内数)	(18,310の内数)	1/10,1/3等 [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856)
19	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39654)
20	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPOを含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に	(37,709の内数) ※2	(48,686の内数) ※2	1/2、1/3等 [間接補助] (上限額 年12,360千円/地区等)	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39678)

			対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等(NPOを含む)が行う上記事業に対して補助を行う。				事業者等		
21	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	全国のマンションに共通する高経年化や区分所有者の高齢化等に伴う課題の解決を促進するため、地方公共団体等(NPOを含む)によるマンションの管理適正化・再生推進に向けた先進的な活動や各種制度の普及・周知活動に対して補助を行う。	201	201	10/10 (定額補助) [直接補助] (上限額1事業主体あたり10,000千円等)	地方公共団体、マンション管理組合の活動を支援する法人等	住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 03-5253-8111 (内線 39914)	
22	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	継続	地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。	(563の内数)	(763の内数)	・調査・戦略策定：定額(上限1,000万円) ・滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション：事業費の1/2等	登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体(登録DMO、地方公共団体)	観光庁観光地域振興課 03-5253-8327 (内線 27733)	i
23	所有者不明土地等対策事業	継続	所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村やNPOが実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の活用等に資する先導的取組に対する補助を行う。	60	60	【基本事業・関連事業】 ①地方公共団体が行う事業1/2以内 [直接補助]NPOが行う事業1/3以内 [間接補助] 【モデル事業】 10/10(定額補助)[直接補助] (上限額1事業主体あたり2百万円程度)	地方公共団体、NPO	不動産・建設経済局 土地政策課 03-5253-8111(内線 30643)	

※1 社会資本総合整備事業(令和6年度 13,771億円、令和5年度 13,805億円)の内数。

※2 この予算の他、都道府県等が実施する社会資本総合整備事業(令和6年度 13,771億円、令和5年度 13,805億円)の内数での事業実施もある。

※3 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地球環境パートナーシッププラザ運営費	継続	市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、対話の場づくり、ネットワークの形成支援等を実施する。	78	73	—	環境省	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
2	地方環境パートナーシップ推進費	継続	地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPOと自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。	166	148	—	環境省	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
3	地球環境基金助成金 (予算事項名：独立行政法人環境再生保全機構基金勘定運営費交付金(うち基金勘定))	継続	独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体(NGO/NPO等)を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。	(1,320の内数)	(1,004の内数)	—	独立行政法人 環境再生保全 機構	大臣官房 総合政策課 環境教育室 (03-5521-8231)	
4	地域循環共生圏創造事業費	新規	「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、①トランジションモデル形成、②中間支援機能の担い手育成、③地域間ネットワーク強化・情報発信を実施する。	(350の内数)	—	—	環境省	大臣官房 環境計画課 (03-5521-8328)	

5	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	継続	国立公園等において、自然観光資源を活用した持続可能な地域活性化を推進するため、地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会を対象に、エコツーリズムの推進体制の整備・強化、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等の取組を交付金により支援。	(20の内数)	(28の内数)	1/2 以内	地域協議会 (地方公共団体、NPO 等で構成) 等	自然環境局 国立公園利用推進室 (03-5521-8271)	
6	生物多様性保全推進支援事業	継続	各地域において実施される生物多様性保全に資する取組のうち、種の保存法に基づく絶滅危惧種対策、自然公園法等の法律で指定された保護地域での活動、重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動など、全国的な観点から重要性の高い事業を支援する。	(95の内数)	(95の内数)	1/2、3/4、定額	地方公共団体、地域協議会(地方公共団体、NPO 等で構成)、その他民間団体等	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 (03-5521-9108)	
7	「令和の里海づくり」モデル事業	継続	藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環形成を目指し、地域の多様な主体が参画・連携する取組について、経費の負担等により、体制づくりや事業の構築等を支援する。	(171の内数)	(171の内数)	—	地方公共団体、協議会、NPO 法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体	水・大気環境局 海洋環境課海域環境管理室 (03-5521-8317)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	継続	震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等への重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。	500	500	計画策定補助 (2/3 上限 1,000 万円) 導入等補助 1/3 1/2 2/3 3/4	民間事業者・ 団体・大学・ 地方公共団体	環境再生・資源 循環局環境再生 事業担当参事官 付福島再生・未 来志向プロジェ クト推進室 03-3581-2788	・令和3年度か ら実施。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和6年度予算額 (百万円)	令和5年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	継続	「集落ネットワーク圏」において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。	400	400	1,500万円 (下記項目に該当する場合 上限最大3,000万円) ①専門人材を活用する事業 (+500万円) ②ICT等技術を活用する事業 (+1,000万円) ③上記(①+②) 併用事業 (+1,500万円)	集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)	総務省自治行政局 過疎対策室 03-5253-5536	
2	デジタル活用支援推進事業	継続	高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を実施する事業に対して補助し、デジタル活用支援を推進することを目的として実施するもの。	—	令和5年度補正 1,955	10分の10 地域連携型の 上限額は1.4 百万円	民間企業、NPO法人等 (間接補助)	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 03-5253-5494	
3	国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開	継続	我が国の観光地や地域産品、文化等を海外に情報発信し、地域経済の活性化及び我が国のイメージの向上(ソフトパワーの強化)に資するため、国際見本市の場を活用して日本の魅力を伝える放送コンテンツの海外展開を促進するための事業。本事業においてはNPO法人が実施主体となること又は実施主体からNPO法人に業務委託することが可能。	70	70	—	民間企業、NPO法人等	総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課 放送コンテンツ海外流通推進室 03-5253-5424	